

年金制度改正の問題点について

48期生

I テーマ設定の理由

平成6年は、5年毎に見直しを行うこととされている「国民年金保険、厚生年金保険の財政再計算」の時期だった。去年、私がこの「年金制度」を調べ、みつけた疑問点を明らかにすると共に「6年度改正の方向」をふまえつつ「負担と受給のバランス」や「公的年金を一元化する理由」について具体的に調べてみたいと思ったからである。

II 研究方法

- (1) 文献調査 年金の計算方法、6年度改正、公的年金の一元化の審議資料、新聞の切り抜きなどを集める。
- (2) 聞き取り調査 厚生年金の1955年から2040年までの保険料率、同じく国民年金の1961年から2040年までの（国民年金は、1961年にできた）保険料を社会保険事務所などに聞く。
- (3) 計 算 計算方法は(2)をもとに、実際にコンピューターで計算する。
- (4) 考 察 (1)、(2)、(3)をもとに考察する。

III 研究内容

(1) 6年度改正について

平成6年11月2日可決成立し同月9日公布された「年金法改正」の主な改正点は次のとおりである。

- ① 60歳代前半の年金の見直し
- ② 年金額の改善
- ③ 遺族年金・障害年金の改善
- ④ 厚生年金基金制度の改善
- ⑤ 保険料の改定
- ⑥ その他

この改正点のうち重要な点は次のとおりである。

① 60歳代前半の年金の見直し

《厚生年金の支給開始年齢の見直し》

現在厚生年金の支給開始年齢は原則として60歳だが、2001年から原則として65歳に段階的に引き上げられる。

《雇用保険との調整》

今までの制度では、企業に勤めている人が退職すると、雇用保険の失業給付と厚生年金を同時にもらうことができたが、1998年4月からは、同時に二つ受けられなくなった。

(2) 年金の計算方法

右の資料1は、1995年5月3日(金)の日経新聞に載っていたものである。

ここには「公的年金損はしません」とあるが本当だろうか。

雑誌プレジデントの1990年9月号には野口悠紀雄教授の「現行の厚生年金ここが問題だ」という論文に掲載されている数値とは大幅に異なっている。

その原因は計算の仮定の違いによるものと考えられる。

そこで、私は次の様な仮定を設定して年金の計算を行ってみた。

【計算するにあたっての仮定】

1. 入社年齢は22歳。
2. 平均報酬月額、全期間30万円。
3. 男性で、本人のみの計算。
4. スライド率は、1とする。
5. 国民年金保険料納付月数は480ヶ月、免除月数はなし、加入可能年数は40年とする。
6. 国民年金保険料、厚生年金保険料率は、〈画面1〉のものを使う。
7. 死亡年齢は75歳とする。
8. 国民年金保険料の支払いが20歳からになったのは平成元年度より。

【年間給付額の計算式】

◆国民年金

780,000円 × (保険料納付月数 + 免除月数 ÷ 3) ÷ 加入可能年数 ÷ 12

◆厚生年金

⑦定額部分

国民年金に同じ

⑧報酬比例部分

(報酬代替後の平均標準報酬月額 × 0.0075 × 厚生年金加入月数) × スライド率

▼資料1 1995年5月3日 日経

「公的年金 損はしません」

厚生年金保険料率
 現行の厚生年金保険料率は、平均標準報酬月額30万円を基礎額として、報酬比例部分と定額部分に分けて計算される。報酬比例部分は、報酬月額×0.0075×加入月数×スライド率で計算される。定額部分は、国民年金に同じで、780,000円×(納付月数+免除月数÷3)÷加入可能年数÷12で計算される。

企業分加味なら下回る年代も

年齢	報酬月額	保険料率	給付率
20	2,780	6.800	0.6
25	1,790	5.810	2.2
30	3,040	5.810	1.6
35	410	2.340	5.6
40	1,260	2,470	2.0
45	1,580	2,500	1.3
50	2,250	2,530	1.1

▼資料2

プレジデント 1990年9月号

生年(西暦)	支給開始年齢	保険料総額	年金給付総額	保険料総額/年金給付総額
1920	60歳	851万円	2645万円	3.11
1925	60歳	1015万円	3122万円	3.08
1930	60歳	1216万円	3534万円	2.91
1935	60歳	1498万円	3878万円	2.59
1940	62歳	1823万円	3263万円	1.79
1945	64歳	2184万円	2697万円	1.23
1950	65歳	2555万円	2456万円	0.96
1955	65歳	2932万円	2456万円	0.84
1960	65歳	3307万円	2456万円	0.74
1965	65歳	3663万円	2456万円	0.67
1970	65歳	3980万円	2456万円	0.62
1975	65歳	4221万円	2456万円	0.58
1980	65歳	4412万円	2456万円	0.56
1985	65歳	4553万円	2456万円	0.54
1990	65歳	4647万円	2456万円	0.53
1995	65歳	4700万円	2456万円	0.52
2000	65歳	4719万円	2456万円	0.52

【年間負担額の計算式】

◆国民年金

保険料月額 × 12

◆厚生年金 (会社負担 + 支払年金)

平均報酬月額 × 保険料率

(3) 受給と負担の計算

(2)に基づいて、厚生年金・国民年金共に、現在20歳、30歳、40歳、60歳の人について計算した。

また60歳の人については、年金負担額を年利5.5%と、1%で複利運用した場合についても計算した。

▼画面1

年齢	国民年金	厚生年金	合計
20	1,400	1,400	2,800
25	1,400	1,400	2,800
30	1,400	1,400	2,800
35	1,400	1,400	2,800
40	1,400	1,400	2,800
45	1,400	1,400	2,800
50	1,400	1,400	2,800
55	1,400	1,400	2,800
60	1,400	1,400	2,800
65	1,400	1,400	2,800
70	1,400	1,400	2,800
75	1,400	1,400	2,800

▼画面2 20歳厚生年金

年齢	国民年金	厚生年金	合計
20	1,400	1,400	2,800
25	1,400	1,400	2,800
30	1,400	1,400	2,800
35	1,400	1,400	2,800
40	1,400	1,400	2,800
45	1,400	1,400	2,800
50	1,400	1,400	2,800
55	1,400	1,400	2,800
60	1,400	1,400	2,800
65	1,400	1,400	2,800
70	1,400	1,400	2,800
75	1,400	1,400	2,800

▼表1 コンピューターで計算した結果

厚生年金

年齢	自己負担	会社負担	合計負担額	受給年金額
20歳	40,635,600	40,348,800	80,984,400	21,945,000
30歳	34,925,400	34,925,400	69,850,800	21,945,000
40歳	28,067,400	24,925,400	56,134,800	21,945,000
60歳	11,746,800	11,746,800	23,493,600	36,331,584

国民年金

年齢	負担額	受給年金額
20歳	10,458,000	8,580,000
30歳	8,881,680	8,580,000
40歳	6,710,520	8,580,000
60歳	1,500,720	12,480,000

複利計算(現在60歳)

厚生年金

利率	受給年金額	自己負担福利	合計負担複利
5.5%	36,331,584	29,609,921	59,219,860
1%	36,331,584	13,579,190	27,158,397

国民年金

利率	受給年金額	合計負担複利
5.5%	12,480,000	2,316,948
1%	12,480,000	1,614,379

◎◎この計算よりいえること◎◎

- ㊦ 同じ目的で算出している資料1・資料2と私の計算結果の数値は違っている。これは前に述べたように計算の仮定がそれぞれ異なっていることによると考える。
- ㊧ ただし、大きな傾向としては資料2の野口教授の数値と私の計算結果の数値とは一致している。
- ㊨ 大きな傾向としては、厚生年金の場合、20歳、30歳、40歳の人達の場合、その負担額が受給年金額を上回っている。
国民年金の場合、20歳、30歳の人達の場合、その負担額が受給年金額を上回っている。
- ㊩ 受給年金額が負担額を上回る60歳の場合、負担額の複利計算した結果と比較してみると、年利5.5%で会社負担と自己負担を合算した場合のみ負担額が受給年金額を上回る。
- ㊪ 私の計算結果と、野口教授の計算結果では、資料1でいうように「公的年金、損はしません」とはいえないように思える。

(4) 公的年金の一元化について

次にあげるのは「社会保障制度審議会 年金理数部会」の第三次報告書である。

(平成4年9月17日)

……………年金制度の長期安定をめざして……………

4. 一元化の基本的考え方

- 1. 公的年金の財政は、世代間扶養の考え方を取り入れていることから、後代負担の担い手となる被保険者数の長期的な動向が費用負担面における重要な要因となる。

一方、わが国の年金制度は職域によって分立しているため、産業構造・就業構造の変化の影響を受けて制度毎の被保険者数が変動することは避けられない。そのため、制度間に負担の不均等が生じているばかりでなく、一部の制度では既に財政が逼迫する状態まで至っている。

こうした状況の下で、将来において産業構造・就業構造の変化に対応できる安定した財政基盤の枠組みを構築するとともに、制度間における負担の不均等を是正していくことが、いわゆる一元化の課題にほかならない。

- 2. 基礎年金制度の導入によって、全ての公的年金に共通な基礎的部分について給付と負担の一元化が行われ、将来の就業構造の変化に対応していくこととなった。基礎年金は、社会保険方式を維持しつつ国庫負担を給付費の3分の1の部分に集中し、当年度の給付費を各制度の被保険者全体で負担する賦課方式で運営することとされた。

- 3. 昭和60年における給付体系の再編成によって、共済年金の年金額の算定においても厚生年金と同一の算定式を用いることとなり、被用者年金制度間における給付面の統一化は概ね完了しているといえる。

一方、各制度の拠出保険料率には現在も相異がみられる。これは、共済組合は厚生年金相当部分の給付に併せて職域年金部分の給付を行っていることによるほか、各制度が独自に財産運営を行っていることによる。しかしながら、いまや全ての被用者に共通となった公的年金の給付に対し、費用負担面において加入した制度によって大きな格差があるのは、社会的公正の観点からも一般国民には受け入れられ難い点であろう。

- 4. 現在、財政運営に困難をきたしている制度については、様々な財政悪化要因が考えられるが、制度の運営責任を越えた要因によって財政が悪化した部分については、全制度で問題の解決を図っていく必要がある。同時に、今後同様の事態が発生することのないよう適切な対策を講じることによって、公的年金に対する国民の信頼を確保していくことが重要である。

- 5. 今後、急激な給付費の増加が見込まれており、全ての公的年金制度において、現行の制度が成熟する21世紀初頭にはその負担は現在の二倍以上の水準に達するものと見積もられている。これは、制度の一元化をおこなうことによって回避できる問題ではないことに留意する必要がある。

審議内容の重要箇所アンダーラインをつけた。私の考える問題点と審議会の考える問題点とは一致しているように思う。

IV 結論（考察）

高齢化が急速に進みつつあるわが国において、世代間扶養の考え方を取り入れている公的年金の財政は、健全に維持されるだろうか。現在5.9人で一人の老人を支えているといわれる制度が、2010年には2.5人で一人の老人を支えているようになるといわれている制度に破綻は来ないのだろうか。

私は現行制度のもと、まずその負担額と受給額のバランスに焦点をあてて、数々の前提・仮定の上にとって実際の計算を行ってみた。

この結果、大きな流れにおいては野口教授の計算と一致し、日経新聞の報じる厚生省試算なる計算結果とは大きく異なる結論を得た。

他の書籍の記載されている数値をみても、大きな流れにおいては私の計算結果と一致している。

私は研究内容に記載したように、各個人をみると、負担と受給のバランスは若年層においては崩れており、いずれ国民の信頼を確保するのが困難な時代がくるのではないかと思う。

また、社会保障制度審議会の報告書にもあるように、21世紀初頭には制度の問題点が財政面と国民の負担面から表面化してくると思われる。

私は、5年毎の財政再計算の見直しだけでなく、根本的な見直しが必要ではないかと思う。

V 総括

昨年は年金制度の概要を調べ、今年は年金の負担と受給のバランスについて具体的に検討してみた。

確かに、国民皆保険の制度からして加入することは当然かもしれない。

しかし、作家の邸永漢氏が言うように『「天は自ら助くる者を助く」だから政府の救済などあてにしない。もし年金をもらえたなら、「恥ずかしながら」と言わねばならない。』というような考え方もあるかもしれない。

昨年から実施している、年金制度の問題点に対する自分の疑問点も、もう少しで明らかになると思う。

来年は、「年金の財政」に取り組んでみたいと思う。

・参考文献

- ・月刊ニューポリシー（平成4年10月号）P8からP16
- ・厚生省（1995年度）厚生白書
- ・厚生省（1994）保険と年金の動向
- ・第三回年金理数部セミナー報告書
- ・厚生省 年金便覧
- ・プレジデント1990年9月号P312からP317